

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 6 号  
発行日 令和 4 年 2 月 1 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○ 告 示

- ・ 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課)・・・1
- ・ 市道路線の区域の変更に関する告示  
(建設課)・・・2
- ・ 市道路線の供用開始に関する告示  
(建設課)・・・3
- ・ 綾部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱の制定  
(社会福祉課)・・・4
- ・ 綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱の制定  
(定住・地域政策課)・・・15
- ・ 証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務について  
(市民・国保課)・・・23

### ○ 公 告

- ・ 綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について  
(社会教育課)・・・24
- ・ 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表  
(下水道課)・・・32
- ・ 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表  
(下水道課)・・・33

- ・ 公示送達  
(税務課)・・・34
- ・ 綾部市ホームページリニューアル業務に係る公募型プロポーザルの実施について  
(秘書広報課)・・・35
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について  
(保健推進課)・・・36
- ・ 綾部市営住宅の入居者募集公告  
(建築課)・・・38
- 教育委員会告示
  - ・ 令和 3 年度第 1 0 回綾部市教育委員会招集告示  
・・・48
- 選挙管理委員会告示
  - ・ 令和 4 年 1 月 2 3 日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日  
・・・49
  - ・ 令和 4 年 1 月 2 3 日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所  
・・・50
  - ・ 令和 4 年 1 月 2 3 日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所  
・・・51
  - ・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数  
・・・52

・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・・・53	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・63
・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・・・54	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所	・・・65
・綾部市長選挙の期日	・・・55	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・66
・綾部市議会議員補欠選挙の発生事由について	・・・56	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の開票事務について	・・・68
・綾部市議会議員補欠選挙の期日及び選挙すべき議員の数	・・・57	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色	・・・69
・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所	・・・58	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額	・・・70
・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所	・・・60	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における街頭演説用標旗等の配色	・・・71
・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	・・・61	・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票の順	
・令和4年1月23日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において選挙長及び綾部市選挙管理委員会が事務を行う場所	・・・62		

序	・ ・ ・ 72	・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における選挙会を開始する時刻の繰上げ	・ ・ ・ 85
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式	・ ・ ・ 73	・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙において当選した当選人	・ ・ ・ 86
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において使用する選挙長の印	・ ・ ・ 78	・ 令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙において当選した当選人	・ ・ ・ 87
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・ ・ ・ 79	○市長選挙選挙長告示	
・ 令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所の変更	・ ・ ・ 80	・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所	・ ・ ・ 88
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について	・ ・ ・ 81	・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における候補者の届出について	・ ・ ・ 89
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について	・ ・ ・ 82	○市議会議員補欠選挙選挙長告示	
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における投票管理者職務代理者の変更について	・ ・ ・ 83	・ 令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所	・ ・ ・ 91
・ 令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における投票管理者の変更について	・ ・ ・ 84	・ 令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者の届出について	・ ・ ・ 92
		・ 令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙の投票を行わない告示	・ ・ ・ 93

綾部市告示第1号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年1月6日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和2年 4月 1日	綾0839-85003	昭和29年 3月11日
令和3年11月15日	綾0910-85005	昭和25年 5月12日
令和2年 4月 1日	綾1014-81013	昭和26年 4月29日

綾部市告示第 2 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 2 月 10 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
1076	井倉東線	井倉町東 9 番 9 井倉町東 9 番 3	19.09	前	最大 4.80 最小 4.80
				後	最大 6.50 最小 6.50

綾部市告示第 3 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 27 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 2 月 10 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1076	井倉東線	井倉町東 9 番 9	井倉町東 9 番 3

綾部市告示第4号

綾部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年1月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において支給される住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1

年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 同条第1号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する非課税世帯等給付金の金額は、1世帯あたり100千円とする。

（受給権者）

第5条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（給付金の支給申請）

第6条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、第3条に定める支給対象者に応じて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号）若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）（以下様式第2号及び様式第3号を「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 非課税世帯等給付金の申請書による申請者は、申請者本人による申請であることを証するため、公的身分証明書の写し等を提出又は提示しなければならない。

（代理による支給申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）



(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が認める者

2 代理人が申請者に代わって申請する場合は、委任状の提出及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出又は提示をしなければならない。なお、確認書を提出する場合には、確認書の委任欄に記載するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(給付金の受付開始日及び提出期限)

第8条 非課税世帯等給付金の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書の提出期限は、確認書を発出した日から3か月とする。

3 市町村民税非課税世帯への支給及び家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し非課税世帯等給付金を支給するものとする。

(支給の方法)

第10条 非課税世帯等給付金の支給については、当該支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、窓口支給とする。

(1) 金融機関に口座を開設していない場合

(2) 特に市長が必要と認めた場合

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の規定による確認書及び申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書及び申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書及び申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月28日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の非課税世帯等給付金を支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合、ただし、婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない

事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。)) 及び (6) における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定め

て行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が相当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市に住民基本台帳に記録されたときは受給権者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは受給権者とする。

様式第1号(第6条関係)

世帯主氏名 様  
現住所

発行日 年 月 日

綾部市長

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、お知らせします。

以下の内容を確認して、発行日から3か月以内に、この確認書を返信してください。

支給方法	口座振込
支給日	市が確認書を受理した日から30日以内
支給口座	
支給額	100,000円

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、該当する場合は、(□)にレを入れてください。）

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①・②の双方に該当する場合は、支給対象者として給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合は、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄の□に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。(長期間入金のない口座を記入しないでください。)

上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください。	※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)	
	(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	※右詰めでご記入ください。	※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所( )までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、代理確認(受給)に記入してください。

**告 示**

【代理確認・受給を行う場合】 ※代理人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を添付してください。

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	日中に連絡可能な電話番号 ( )	
			年 月 日		
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の ( 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名（又は記名押印）	
				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 印             </div>	

様式第2号(第6条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

受付印

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)

綾部市長 様

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

○「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、**令和3年1月1日時点で住民登録がある市区町村が発行する住民税非課税証明書**を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)  
○住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる	令和3年度住民税均等割課税状況	
						異なる場合には令和3年1月1日時点の住所を記載	
1		世帯主			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(申請・請求者の口座とします。)\*※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所( )にお問い合わせください。



様式第3号(第6条関係)

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

綾部市長 様

○  
受付印

### 1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

### 2. 申請者が属する世帯の状況

氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和3年1月1日時点の住民登録のある住所 (現住所と異なる場合に記載)	R3.1以降 家計急変 があった者
			生年月日		
1	世帯主				
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

### 3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)\*※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。) ※		通帳番号 (右詰めでご記入ください。) ※	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所( )にお問い合わせください。

綾部市告示第 5 号

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 6 4 号。以下「法」という。）に基づく特定地域づくり事業の実施に要する経費について、綾部市特定地域づくり事業推進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、法第 3 条第 3 項の規定により京都府知事の認定を受けた事業協同組合とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第 2 条第 4 項に規定する特定地域づくり事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の第 3 欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の第 1 欄に定める種目ごとに、同表の第 3 欄に定める対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額と同表の第 2 欄に定める補助限度額を比較して少ない方の額の合計額（ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第 8 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第 6 条の申請内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに綾部市特定地域づくり事業推進補助金変更交付申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。（実績報告）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業協同組合」という。）は、当該事業完了後速やかに綾部市特定地域づくり事業推進補助金実績報告書（様式第 4 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。（補助金の交付）

第 10 条 補助金の交付は、市長が前条に規定する実績報告書を審査し、適当と認めた場合に行うものとする。（補助金交付の特例）

第 11 条 市長は、特に必要と認めたときは、交付決定額の 8 割以内において、一括又は分割して補助金の概算交付をすることができる。

2 補助金の概算交付を受けようとする者は、綾部市特定地域づくり事業推進補助金概算交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。（財産処分の制限）

第 13 条 補助事業協同組合は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。（補助事業協同組合の責務）

第 14 条 補助事業協同組合は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助対象事業の完了日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業協同組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的な運営を図らなければならない。（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 28 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 種目	2 補助限度額	3 対象経費
派遣職員人件費	派遣職員1人当たり200万円とする。ただし、当該派遣職員（出産休暇、育児休暇、介護休暇、傷病休暇を取得したことにより、年間総労働時間が0になる職員を除く。）の稼働率が0.8未満の場合は、派遣職員1人当たり250万円に稼働率を乗じて得た額とする（注1）。	交付対象事業の実施に必要な次に掲げる経費（期間を定めないで雇用する職員に係るものに限り、一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合が0.8を超える職員に係るものを除く（注2）。）  職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金
事務局運営費	特定地域づくり事業協同組合1組合当たり300万円とする。	補助事業の実施に必要な次に掲げる経費（ただし、事務局職員人件費については、当該事務局職員の人件費単価に、特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数を乗じて得た額とする（注3）。）  旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費

（注1）当該派遣職員の稼働率の計算方法

当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間

（当該派遣職員の年間総労働時間－当該派遣職員の年間総残業時間）＋当該派遣職員の年間総休業時間

※休業時間は使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合の休業時間のことをいう。

※年次有給休暇は総労働時間に含めない。教育訓練等の労働者派遣法において義務付けられている業務に従事した時間については、総労働時間に含む。

（注2）一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算方法

当該派遣職員の一の派遣先事業者における年間総労働時間から年間総残業時間を減じて得た値のうち最も大きい値

当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間

（注3）当該事務局職員の人件費の計算方法

当該事務局職員の人件費単価×特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数

※特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数については、業務報告書において把握した時間数とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付申請書

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類  
当該年度の事業計画書、収支予算書

※ 事業計画書、収支予算書については、特定地域づくり事業協同組合の認定申請時又は毎年度の報告時に京都府知事に提出するものと同様の書類を提出

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市特定地域づくり事業推進補助金については、下記のとおり決定しましたので、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不交付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名

綾部市特定地域づくり事業推進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- |         |     |   |
|---------|-----|---|
| 1 変更申請額 | 変更後 | 円 |
|         | 変更前 | 円 |
- 2 変更・中止の理由
- 3 当該事業年度の変更収支予算書

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名

綾部市特定地域づくり事業推進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る事業を完了しましたので、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

当該事業年度の事業報告書、収支決算（見込）書、支払明細書、派遣職員の業務報告書

※ 事業報告書、収支決算（見込）書は特定地域づくり事業協同組合の毎年度の報告時に京都府知事に提出するものと同様のものを提出



様式第 5 号（第 11 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名

綾部市特定地域づくり事業推進補助金概算交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について概算交付を受けたいので、綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

概算交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(交付決定額の 8 割以内)

概算交付を必要とする理由

綾部市告示第6号

証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び綾部市会計規則第33条第2項（昭和57年綾部市規則第2号）の規定に基づき告示する。

令和4年2月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地

2 委託の期間

令和4年2月14日から令和4年3月31日まで

綾部市公告第1号

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和4年1月7日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託に  
係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年1月

京都府綾部市

## 1 目的

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務は、綾部市放課後学級において児童及び職員の入退室管理機能及び保護者への連絡機能等を有したシステムを導入することにより、入退室の管理を一元化し、保護者への通知や連絡機能を付加することで、児童の保護者がより便利に安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

この業務を実施するに当たり、ICTに関する専門的知識や高度な技術に基づく優れた提案を募集するためにこの公募型プロポーザルを実施する。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務

### (2) 業務内容

別添1「綾部市放課後学級入退室管理等システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

### (4) 提案上限額

①システム導入に係る経費 2,380,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②システム運用に係る経費 月額125,400円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は単に本事業に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

## 3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。参加資格の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、契約締結は行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225条）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

(6) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と、本事業と種類及び規模をほぼ同くする契約及び履行実績が複数あること。

#### 4 事業スケジュール

本業務における調達からシステム稼働までのスケジュールは以下の通りとする。

※各実施日については、事務上の都合により変更となる場合がある。

期日	項目	備考
令和4年1月7日(金)	公募開始	市ホームページ及び公告
令和4年1月19日(水) 午後5時15分	質問書提出期限	電子メール
令和4年1月21日(金)	質問書回答期限	市ホームページ
令和4年1月31日(月) 午後5時15分	参加申請書提出期限	持参又は郵送
令和4年2月1日(火)	一次審査(書類審査)	参加者が6者以上あった場合のみ
令和4年2月2日(水)	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和4年2月9日(水) 午後	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	Z o o mによるオンライン
令和4年2月10日(木)	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和4年2月中旬	契約協議・契約締結	

#### 5 質問書の提出

本事業の内容について質問のある場合は、質問書(様式第5号)を電子メールにて提出すること。質問は取りまとめて市ホームページに掲載する。ただし、質問書提出期限は令和4年1月19日(水)午後5時15分必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

##### (1) 留意事項

- ①質問は、提案可能者以外からは受け付けない。
- ②電子メールの件名は、「【プロポーザル質問】(参加者名)」とすること。
- ③期間内に質問書が事務局まで届かなかった場合は、その理由に関わらず質問は無効とする。

#### 6 参加申請手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

##### (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「綾部市放課後学級入室管理等システム導入業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

提出書類様式は綾部市ホームページより入手すること。

①提出期限：令和4年1月31日（月）午後5時15分必着

②提出方法：持参又は郵送

持参の場合は平日午前8時30分～午後5時15分までとする。

郵送の場合は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。

③提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当

TEL：0773（42）4326

FAX：0773（43）0991

E-MAIL：shakaikyoiku@city.ayabe.lg.jp

7 一次審査の概要

(1) 選定方法

参加者が6者以上の場合、選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位5者を選定する。

(2) 実施日

令和4年2月1日（火）

(3) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	20点
合 計	50点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が5者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和4年2月2日（水）

(5) 留意事項

- ①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ②参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

8 二次審査の概要

(1) 選定方法

オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。選定委員会により提案内容を客観的かつ総合的に評価・採点し、委託上限額の範囲内で最も得点の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。なお、一次審査通過者が1者となった場合でも二次審査は実施する。実施した結果、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和4年2月9日（水）午後

詳細は一次審査後に別途、通知する。

(3) 実施方法

- ①オンラインによる実施とする。
- ②参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。
- ③持ち時間は1提案者あたり40分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション30分及びヒアリング10分を目安とする。
- ④提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) 審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
実務実施体制 (30点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	①システムの構成	10点
	② システムの運用方法	
	③ 機能要件仕様書の機能	10点
	④ 機能要件仕様書以外の機能	
	⑤ 機器の内容	



	⑥ セキュリティ対策	20点
	⑦ 保守の内容（通常時、障害発生時）	10点
	⑧ 操作・運用研修	10点
	⑨ 導入・運用開始までのスケジュール	
	⑩見積金額	10点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和4年2月10日（木）

(6) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9 契約協議及び契約締結

(1) 「8 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または「10 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

(4) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 委託料上限額を超えた場合

(6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合

- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

1 1 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当（担当：宮崎）

TEL：0773（42）4326

FAX：0773（43）0991

E-MAIL：shakaikyoiku@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第2号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

令和4年1月11日

綾部市長 山崎 善也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	変更日
株式会社 京都公害防止センター	土佐 隆之	綾部市青野町走り下12番地の1	令和3年12月10日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地
変更後	25	株式会社 京都公害防止センター	土佐 隆之	綾部市青野町走り下12番地の1
変更前	25	株式会社 京都公害防止センター	土佐 隆之	綾部市井倉新町宮坂11番地の1

綾部市公告第3号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第2号及び第3号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

令和4年1月14日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定辞退届の提出により、指定を取り消した業者

- (1) 事業所名 株式会社 石丸浄水センター  
 代表者氏名 石丸 雄之助  
 所在地 福知山市三和町千束639番地  
 指定辞退理由 資格保持者の確保が困難なため  
 指定辞退日 令和3年12月17日付
- (2) 事業所名 株式会社 太野興業  
 代表者氏名 太野 勉  
 所在地 船井郡京丹波町東又縄手16番地  
 指定辞退理由 綾部市内での施工予定がないため  
 指定辞退日 令和3年12月21日付

2 指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかった業者

事業所名	代表者氏名	所在地	期間満了日
大丸設備	大槻 誠	綾部市里町小南6番地の2	令和3年12月31日
奥村設備	奥村 滋	福知山市篠尾1118-5	令和3年12月31日
飯尾設備工業	飯尾 喜治	福知山市字下大内428番地の2	令和3年12月31日

綾部市公告第4号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年1月27日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称  
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書
  
- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称  
大町 光男  
石井 敏昭  
張 當 隆

綾部市公告第5号

綾部市ホームページリニューアル業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和4年1月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ホームページリニューアル業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市公告第 6 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接 種 実 施 期 間 令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 9 月 3 0 日
2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルスワクチン
3. 接 種 費 用 無料
4. 予防接種を受ける期日及び場所

日程及び期間	施設名及び接種場所
令和 4 年 2 月 1 9 日（土）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑
令和 4 年 2 月 2 0 日（日）	特別養護老人ホーム松寿苑・養護老人ホーム松寿苑 ケアハウスウォーターヒルズ松寿
令和 4 年 2 月 2 6 日（土）	特定施設ケアハウスたのやま・ニチイケアセンターゆらの里
令和 4 年 2 月 2 7 日（日）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑・小規模特養おかやす
令和 4 年 3 月 5 日（土）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑・グループホームたのやま
令和 4 年 3 月 6 日（日）	ミストラルとよさと・生活支援ハウス高齢者支援センター松寿苑・ 高齢者支援センター松寿苑小規模特養あたご
令和 4 年 2 月 5 日（土）、 2 月 1 1 日（金・祝）、2 月 1 9 日（土）	綾部市保健福祉センター
令和 4 年 2 月 2 3 日（水）から令和 4 年 6 月 1 1 日（土） 土曜日午後、日曜日午前・午後、祝 日 午前・午後を実施する。	あやべ・日東精工アリーナ
個別接種実施医療機関	綾部市立病院、綾部ルネス病院、京都協立病院、あやべ協立診療所、 米谷外科整形外科医院、志賀整形外科クリニック、白波瀬医院、畑 内科医院、柳川整形外科医院、安村外科内科診療所、山下整形外科 医院、由良産婦人科・小児科医院、横山医院 （※初回接種については、綾部市立病院、綾部ルネス病院、京都協 立病院のみ）

5. 対 象 者
  - ・初回接種 12 歳以上の方
  - ・追加接種 18 歳以上で初回 2 回を完了した日から、一定の期間が経過した方（※ 1）

※ 1

対 象	2022 年 1 月	同年 2 月	同年 3 月以降
医療従事者等や高齢者施設等の入所者等	6 か月	6 か月	6 か月
その他の高齢者（65 歳以上の方）	8 か月	7 か月	6 か月
64 歳以下の方	8 か月	8 か月	7 か月

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往がある人

（※1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。



綾部市公告第7号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和4年2月1日

綾部市長 山崎善也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集团地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集团地一覧

（2LDKは世帯用）

団地名 （建設年）	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
ル・ボナー （平成30年）	味方町	軽量鉄骨造	2LDK 2階	1戸	21,200～
レ・フルール （平成30年）	味方町	軽量鉄骨造	2LDK 1階	1戸	21,000～

※今回の募集团地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は令和20年11月30日までとなります。
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000円（税別）】

- ・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
- ・ペット等の飼育はできません。
- ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和4年2月1日（火）から2月28日（月）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和4年2月18日（金）から2月28日（月）まで ※土・日曜日を除く  
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（24日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線333）  
42-4284（直通電話）

## 6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、9ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、5～6ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、8ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・ 家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・ 申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

## 7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

### ①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

### ②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

### ③令和3年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和3年度課税証明書等（次項参照）

(1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度課税証明書</li> <li>・ 給与支払証明書 (別紙)</li> </ul> <p><u>※両方提出してください。</u></p>
令和3年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで(2カ月以上の実績がない方は連絡してください。)	

(2) 事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き営業している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年分の所得税の確定申告書(控) (税務署の受付印のあるもの)</li> </ul>
令和3年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度課税証明書</li> <li>・ 営業実績証明書 (別紙)</li> </ul> <p><u>※両方提出してください。</u></p>
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで(2カ月以上の実績がない方は連絡してください。)	

(3) 年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和3年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度課税証明書</li> <li>・ 年金振込通知書(はがき)又は年金証書の写し</li> </ul> <p><u>※両方提出してください。</u></p>
令和3年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	

(4) 収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・ 雇用保険受給資格者証または離職票
- ・ 退職証明書

④市税の完納証明書(市役所市民・国保課で発行: 300円)

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤ 調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥ その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方  
令和3年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと  
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方  
家主の立ち退き要求書を提出してください。  
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約  
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和4年4月7日（木）予定

10 入居可能日

令和4年5月1日（日）予定

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 80,000\text{円} = \underline{\underline{1,919,200\text{円}}}$$

なお、令和3年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和3年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、9ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）



裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居しようとする親族（申込人を除く）</li> <li>・別居の扶養親族</li> </ul>	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の方</li> </ul>	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方</li> </ul>	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>・戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> </ul>	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方</li> <li>・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方</li> <li>・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方</li> </ul>	1人につき40万円
寡 婦	<p>年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方</li> <li>・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方</li> </ul> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方</p> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	35万円 ただし、所得金額が35万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	<p>申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者</p> <p>※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額</p>	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第10回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年1月20日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年1月24日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市選挙管理委員会告示第1号

令和4年1月23日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のように定める。

令和4年1月4日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
令和4年1月15日  
ただし、年齢については令和4年1月23日
- 2 登録を行う日  
令和4年1月15日

綾部市選挙管理委員会告示第2号

令和4年1月23日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和4年1月4日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市選挙管理委員会告示第3号

令和4年1月23日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和4年1月4日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- |   |     |                            |         |
|---|-----|----------------------------|---------|
| 1 | 日 時 | 令和4年1月16日（日）               | 午後5時10分 |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所第一委員会室<br>綾部市若竹町8番地の1 |         |

綾部市選挙管理委員会告示第4号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年1月15日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

553人

綾部市選挙管理委員会告示第5号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年1月15日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

9, 212人



綾部市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年1月15日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

4,606人

綾部市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法第33条第1項の規定により行う綾部市長選挙の期日を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

選挙期日 令和4年1月23日

綾部市選挙管理委員会告示第8号

綾部市議会議員については、1名の欠員を生じているが、任期満了に伴う綾部市長選挙を執行するため、公職選挙法第113条第3項の規定による綾部市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法第113条第3項の規定により行う綾部市議会議員補欠選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 選挙期日 令和4年1月23日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

綾部市選挙管理委員会告示第10号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

## 投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ（市民センター）	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所塚 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第11号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和4年1月17日（月）から 令和4年1月22日（土）まで 午前8時から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木5番地	令和4年1月20日（木）から 令和4年1月22日（土）まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第12号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市長選挙

選挙長

住 所 綾部市梅迫町中町38番地  
氏 名 高野俊道

同職務代理者

住 所 綾部市上野町上野1番地の2  
氏 名 中田誠治

綾部市議会議員補欠選挙

選挙長

住 所 綾部市老富町小谷3番4番合地  
氏 名 西田愛子

同職務代理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地  
氏 名 吉崎進



綾部市選挙管理委員会告示第13号

令和4年1月23日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所  
綾部市役所第一委員会室  
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)
- 2 綾部市選挙管理委員会が上記1以外の事務を取り扱う場所  
綾部市選挙管理委員会事務局  
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)

綾部市選挙管理委員会告示第14号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1 月 1 7 日 (月)	西 田 愛 子	綾部市老富町 小谷 3 番 4 番合地	大 槻 一 郎	綾部市高津町 荒倉 2 0 番地の 6
1 月 1 8 日 (火)	高 野 俊 道	綾部市梅迫町 中町 3 8 番地	三本木 紀 子	綾部市青野町 舘ノ後 4 3 番地の 1
1 月 1 9 日 (水)	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	近 藤 傑	福知山市字土 4 番地の 1 1 2
1 月 2 0 日 (木)	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	飯 室 誠	福知山市篠尾新町 3 丁目 7 4 番地ポスター福知山 1 5 0 2 号
1 月 2 1 日 (金)	吉 崎 進	綾部市上杉町 小嶋 3 0 番地	田 中 一 也	綾部市栗町 相定 3 4 番地の 2
1 月 2 2 日 (土)	吉 崎 進	綾部市上杉町 小嶋 3 0 番地	吉 崎 伊久寿	綾部市上杉町 小嶋 1 0 番地の 4

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1 月 2 0 日 (木)	西 田 愛 子	綾部市老富町 小谷 3 番 4 番合地	志 賀 久 男	綾部市上延町 下雑面 8 4 番地の 1
1 月 2 1 日 (金)	高 野 俊 道	綾部市梅迫町 中町 3 8 番地	村 上 寛	綾部市七百石町 八幡 1 6 番地
1 月 2 2 日 (土)	西 田 愛 子	綾部市老富町 小谷 3 番 4 番合地	大 槻 淳 平	福知山市石原 2 丁目 2 1 8 番地

綾部市選挙管理委員会告示第15号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 日 時 令和4年1月23日（日） 午後9時30分から
- 2 場 所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）  
綾部市西町三丁目南大坪39番地10

綾部市選挙管理委員会告示第16号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

## 投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	池澤 泉	寺町上石1番地の1	久下 博史	西町三丁目北大坪3番地の4
2	松尾 敏男	本町一丁目41番地	由良 真一	福知山市字天田249番地の27
3	酒井 豊	西町三丁目北大坪1番地の2	吉松 正人	福知山市前田小字一ノ宮1440番地の8
4	大西 悟	広小路一丁目22番地	野間 俊樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9番地の1
5	鉄尾 清秋	神宮寺町加迫21番地の8	松藤 晃	上延町下雑面77番地の1
6	小林 実彰	延町庭苅8番地の4	石原 良樹	青野町六反目27番地 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉 正道	高津町北川72番地	平岡 靖之	高津町両岡谷31番地の3
8	村尾 泰造	有岡町田部32番地	植原 英一	里町西ノ糸19番地の3
9	木下 義清	釜輪町下尾1番地	四方 和之	鷹栖町風呂屋11番地
10	白波瀬 敏幸	広瀬町下ノ町76番地	中倉 司	上延町苅屋田8番地の1
11	佐々木 英雄	和木町和木成53番地	川北 司	栗町内沼20番地
12	梅原 茂昭	七百石町大町谷3番地	小嶋 剛史	上杉町石子7番地の6
13	村岡 晃	中筋町野2番地	蕪理 忠則	福知山市北平野町12番地の9
14	四方 一憲	下八田町山ノ口14番地の1	松下 修	桜が丘二丁目17番地の10
15	高岡 美恵子	安国寺町宮ノ腰11番地の1	渡辺 秀和	七百石町西岡15番地
16	佐田 勉	梅迫町新町44番地	守屋 俊則	福知山市中坂町1番地の26
17	澤井 時彦	上杉町坂8番地	川島 稔久	味方町中ノ坪66番地の6
18	吉崎 敏明	於与岐町カミヤ6番地の1	野瀬井 常樹	桜が丘二丁目1番地の15
19	福田 定	黒谷町宮ノ越5番地	天野 将明	駅前通4番地の1
20	尾笹 秀夫	武吉町奥ノ谷7番地	高橋 要一朗	桜が丘二丁目3番地の8
21	塩見 重夫	位田町岬22番地の2	四方 博文	福知山市字長田239番地の237
22	四方 敏之	栗町上村144番地	梅原 俊介	若松町1番地
23	安達 覚	今田町元立石37番地	野間 義憲	青野町館ノ後40番地 バリュージュ青野A102号
24	塩見 百代	小畑町中村20番地	伊賀原 司	今田町下開10番地
25	谷口 智	私市町上野86番地	岩崎 成樹	青野町西ノ後27番地の12
26	松本 彰	物部町天野25番地	岡田 佳伯	物部町戸尻5番地の1
27	山下 眞一郎	物部町広畑77番地	森本 泰弘	若松町11番地の4
28	伊藤 龍彦	西坂町黒満坪2番地	岡田 太郎	神宮寺町加迫17番地の12
29	西田 好郎	新庄町大迫23番地	磯部 朋英	田野町風久呂6番地の35
30	四方 勝一	白道路町桜ヶ坪32番地	居合 克樹	福知山市石原5丁目4番地の2
31	倉橋 陽一郎	志賀郷町北町2番地	出口 勇樹	綾中町花ノ木5番地
32	麿嶋 久男	向田町萩イ森2番3番合地	近松 幹太	青野町館ノ後51番地 コーポ楓201
33	坂根 敏広	坊口町重代6番地	坂根 博之	坊口町由里26番地
34	関口 誠	西方町桜21番地	村上 智規	中ノ町2丁目34番地の3
35	福井 淳	睦合町小田85番地	馬田 雅之	井倉町館12番地の5
36	渡邊 進	八津合町日置村中27番地	太田 治生	井根町菱田1番地の1
37	波野 眞澄	福知山市駒場新町2番地の55	森本 直樹	福知山市石原5丁目30番地
38	渋沢 正志	睦寄町市場14番地	武 宏樹	青野町大塚81番地の2
39	久保 等	光野町イガミ18番地	田中 松彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	酒井 行雄	老富町マヤゴ5番地	古和田 実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第17号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の開票事務は、公職選挙法第79条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市選挙管理委員会告示第18号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

白地に黒色の文字



綾部市選挙管理委員会告示第19号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市長選挙 5,338,600円

綾部市議会議員補欠選挙 2,969,300円

綾部市選挙管理委員会告示第20号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

	綾 部 市 長 選 挙	綾部市議会議員補欠選挙
街頭演説用標旗	白地に青色の文字	白地にこげ茶色の文字
街頭演説用腕章	〃	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃	〃
自動車、船舶の表示板	〃	〃
拡声機表示板	〃	〃

綾部市選挙管理委員会告示第21号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外における投票の順序は、次のとおりとする。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

- 1 綾部市長選挙の投票
- 2 綾部市議会議員補欠選挙の投票

綾部市選挙管理委員会告示第 22 号

令和 4 年 1 月 23 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和 4 年 1 月 16 日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市長選挙投票用紙

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>意 意 (注 一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こと。 二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こと。</p>	<p>綾 部 市 長 選 挙 投 票</p>	<p>綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p>
--------------------------------------	---	------------------------	--

投票用紙はクリーム色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市長選挙点字投票用紙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>(注 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点 字 投 票	綾 部 市 長 選 挙 投 票	綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印
------------------------------	--	------------------	--------------------------------------	--

投票用紙はクリーム色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市議会議員補欠選挙投票用紙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>意</p> <p>(注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	綾部市議会議員補欠選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
------------------------------	---	---------------	----------------------

投票用紙はアサギ色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市議会議員補欠選挙点字投票用紙

候補者氏名 <small>こうほしゃしめい</small>	<p>注意</p> <p>(注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点字投票	綾部市議会議員補欠選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	------	---------------	----------------------

投票用紙はアサギ色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。



綾部市選挙管理委員会告示第23号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市長選挙選挙長印



綾部市議会議員補欠選挙選挙長印



綾部市選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和4年1月23日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第25号

令和4年1月16日付け綾部市選挙管理委員会告示第15号で告示した令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり変更する。

令和4年1月16日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

1 日 時 令和4年1月24日（月） 午前9時から

2 場 所 綾部市役所本庁3階第1委員会室

綾部市選挙管理委員会告示第26号

令和4年1月16日付け綾部市選挙管理委員会告示第14号で告示した令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

令和4年1月17日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者職務代理者	
	氏名	住所
1月18日 (火)	志賀久男	綾部市上延町下雑面84番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第 27 号

令和 4 年 1 月 16 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 14 号で告示した令和 4 年 1 月 23 日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理人について、次のとおり変更した。

令和 4 年 1 月 18 日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者職務代理人	
	氏名	住所
1月21日 (金)	梅原俊介	綾部市若松町1番地

綾部市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 4 年 1 月 16 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 16 号で告示した令和 4 年 1 月 23 日執行の綾部市長選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

令和 4 年 1 月 20 日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

投票区	同職務代理者	
	氏名	住所
4	菱田英生	味方町舟ノ上 18 番地
39	市村武士	上延町八反 126 番地の 1

綾部市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 4 年 1 月 16 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 16 号で告示した令和 4 年 1 月 23 日執行の綾部市長選挙における投票管理者について、次のとおり変更した。

令和 4 年 1 月 23 日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

投票区	投票管理者	
	氏名	住所
23	塩見幸作	栗町野佃12番地の3

綾部市選挙管理委員会告示第30号

令和4年1月16日付け綾部市選挙管理委員会告示第15号で告示した令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における選挙会を開始する時刻は、16分繰上げ午後9時14分とする。

令和4年1月23日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道



綾部市選挙管理委員会告示第31号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年1月24日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町西青野7番地	山崎善也

綾部市選挙管理委員会告示第32号

令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年1月24日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

住 所	氏 名
京都府綾部市岡町弓場1番地の2	松本幸子

綾部市長選挙選挙長告示第1号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市長選挙

選挙長 高野俊道

- |   |     |                                |
|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年1月20日（木） 午後5時10分           |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所本庁3階第一委員会室<br>綾部市若竹町8番地の1 |

綾部市長選挙選挙長告示第2号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年1月16日

綾部市長選挙

選挙長 高野俊道

綾部市長選挙立候補届出一覧

届出 受理 番号	届出 年月日	(ふりがな) 候補者氏名	届出 の別	住 所	年 齢	党派	職業	ウェブサイト等のアドレス
1	令和4年 1月16日	よし ざき あつ子 吉 崎 あつ子	本人 届出	京都府綾部市岡町四ツ尾下	72歳	無所属	農 業	
2	令和4年 1月16日	やま ざき ぜんや 山 崎 ぜんや	本人 届出	京都府綾部市青野町西青野	63歳	無所属	綾部市長	

綾部市議会議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和4年1月16日

綾部市議会議員補欠選挙  
選挙長 西田愛子

- |   |     |                                |
|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年1月20日（木） 午後5時10分           |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所本庁3階第一委員会室<br>綾部市若竹町8番地の1 |

綾部市議会議員補欠選挙選挙長告示第2号

令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年1月16日

綾部市議会議員補欠選挙  
選挙長 西 田 愛 子

綾部市議会議員補欠選挙選挙長告示第3号

令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙において、届出のあった候補者がその選挙すべき議員の数を超えないため、公職選挙法第100条第4項の規定により投票は行わない。

令和4年1月16日

綾部市議会議員補欠選挙  
選挙長 西 田 愛 子



## 綾部市議会議員補欠選挙立候補届出一覧

届出 受理 番号	届 出 年 月 日	(ふりがな) 候 補 者 氏 名	届出 の 別	住 所	年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	令和4年 1月16日	まつもと さちこ 松 本 さちこ	本人 届出	京都府綾部市岡町弓場	63歳	無所属	無 職	